

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成21年度研究成果 年次報告書

岡崎, 敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

ディルケンス, アラン  
ブリュッセル自由大学：教授

丹下, 栄  
下関市立大学経済学部：教授

大浜, 聖香子  
九州大学大学院人文科学府：大学院生

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932628>

---

出版情報：2010-03  
バージョン：  
権利関係：

## 中世における文書作成と分類をめぐって

徳橋曜

本年度9月13日の研究会において、筆者は花田報告・大宅報告・図師報告についてコメントを行った。本稿ではそれを元に、文書の作成と分類をめぐって若干の考察を加えたい。

### 1. 公的文書の在り方の地域性について

花田報告においては、経済史的観点のみならず、都市社会の様々な側面を記した重要な史料として、都市会計簿が取り上げられた。イタリア中世史の観点からすると、このような都市会計簿は非常に興味深い。北・中部イタリアの都市では存在しない史料類型だからである。都市会計の背後には、確かに種々の政治的・社会的な事件や理由がある。しかし管見では、そうした事件や状況を会計記録に記しつつ、これをいわば共同体の記憶とするという心性はイタリアに見られない。

こうした共同体の記憶という点では、都市の議事録も重要である。リヨンでは文書中に保管方法についての指示が含まれるとのことであり、保管意識が強かったことがうかがえる。これらの議事録は都市固有の歴史を背負うものであり、いわば都市の記憶である。報告によれば、保管された大量の議事録を整理するために、15世紀に目録を作るという意識が生まれた。都市会計簿よりも議事録の方が上に位置づけられていた。逆説的にそれは、会計簿が単なる会計の記録ではなく、議事録と並ぶ都市の記録と意識されていたことを示唆する。

大宅報告で検討されたポワチエの都市カルチュレールも、公的文書の形成と管理・継承という点で興味深い。特に個別に出された法文書が蓄積した結果、これを整理・把握するために都市カルチュレールが作られたという点については、さらなる地域的な比較と追究の可能性を感じた。北・中部イタリアの都市においては、同様のカルチュレールの存在は確認できない。都市法はあくまでも一定の論議を経て、体系的な法としてまとめられるものである。しかしながら、特に13世紀末から14世紀初頭の都市法、例えば、1288年のボローニャ都市法や1325年のフィレンツェ都市法（ポデスタ条例）を見ると、普遍的規定というよりも個別事例への対応と見られる条項が混在している。過去に出された法規の内容を再録したことが、明示されている条項もある。すなわち都市法の編纂作業は、過去の個別法規を整理し、まとめるという側面も含んでいるのであり、ここに都市カルチュレールと通底する性格を見出せよう。勿論、大きな違いもある。フランスの都市（それはポワチエに限らないであろう）の場合、コミュニヌの権利や義務として主張・継承されるのは、王権をはじめとする上部権力から与えられた権利である。他方、上に触れたボローニャやフィレンツェ等の北部・中部イタリアの都市コムーネは、自律的に都市法を定めている。与えられた権利に関する文書の内容をカルチュレールとして整理・確認することで、権利を守っていこうとする前者とは、法的な位置づけが異なるのである。

加えて、会計簿や議事録等の公的文書の書き手と言語についても、地域性は大きい。イタリアの都市ではそうした記録の書き手はすべて公証人であり、彼らは公務としてこれに携わっている。そこに彼らの主観的な記述や価値判断が入る余地は基本的にない。これに対してフランスの場合、書記の任にあるのは多くの場合、やはり公証人であったというのが、議事録は俗語で記されている。この点がイタリアと最も異なる点であろう。イタリアの都市の公文書を見る限り、画一的な書式が必ずしもあるわけではないにせよ、ある程度のルーティンがあり、書記はこれに従っている。それ故に、我々、後世の歴史家が会計簿から政治的事件・背景に関する記述を抽出することが難しいのであるが、公文書の管理という点で言えば、定式化というのは必要なことであろう。そうした内容に

関する管理意識の差異は、地域的なものなのか、あるいは時代によって変化するのか、興味あるところである。

## 2. notarius／公証人について

上記のような都市法を含め、15世紀まで北・中部イタリアの都市において公文書を作成するのは、常に公証人であり、その点においてはフランスもほぼ同様である。図師報告はトゥールーズの公証人文書をめぐりのものであったが、改めて南フランスの公証人文化とイタリアのそれとの異同を考えさせられた。notarius/notaio/notaire という呼称は共通しているが、その根底にある法文化がどこまで共通しているか、という点には慎重ならざるを得ない。むしろ、中世社会における notarius／公証人という語が示すものを考察するとき、無条件にイタリア的なモデルを基準とするべきではないのであろう。

我々は通常、公証人という存在と能力をローマ法の論理の中に位置づけて考える。少なくとも公証人が作成した文書が持つ公証力は、従来の研究が明らかにしてきたように、ローマ法と「帝国」という理念から発していると見て間違いない。しかし、トゥールーズにおける公証人の社会的立場、そして都市のコンシュルとの関係は、ローマ法とは異なる次元で展開している。最も興味深く、またイタリア史において周知されている公証人文書の在り方と異なるのは、文書の法的有効性に属地性が存在したと思われる点である。トゥールーズの公証人達はコンシュルの監督下にあり、トゥールーズという都市に深く結びついた存在であった。また、死亡したあるいは資格を失効した公証人の作成した「覚書」の法的有効性を認証するに際しては、コンシュルが任命した公証人がその任に当たることと定められていた。トゥールーズでの紛争に際して異なる2種類の土地権利証書が提示された時、トゥールーズのコンシュルが「トゥールーズの公証人」の作成した証書の有効性を優先した例が報告で取り上げられたが、トゥールーズの公証人文書と対立する文書の作成者の素性が不明ではあるものの、優先の根拠が、公証人が作成したという点と共に、その公証人が「トゥールーズの公証人」である点にもあった可能性は高い。

すなわち、トゥールーズの公証人の公証能力は、ローマ法概念に基づく「公的信用」 publica fides から引き出されるものというよりも、トゥールーズという都市とそのコンシュル権力に結びついたものであった。13世紀中葉に王権がこの地域に伸長し、伯の下で裁判システムが整備されていくなかで、農村部の公証人の作成した文書はトゥールーズの公証人の文書と同様の効力を都市の法廷で有する、という主張がなされたという指摘は、むしろ同時期までこの地域の公証人文書の法的な属地性が存続していたことを示唆する。さらに、トゥールーズの公証人の作成した公正証書がコンシュル権力を法的根拠とし、都市の内外を問わず有効であるとする旨の慣習法の規定が、1286年の王権による確認に際して削除されたことは、二つの点で注目し得る。まず重要なのは、コンシュル権力に基づく公証人文書の法的有効性が、この時点で王権によって否定されたことである。これはこの地域の文書行政に関する王権の積極的な介入を意味する。そして、今一つ興味深い点は、ここで否定された公証人文書が依存していた法的権威 auctoritas の曖昧さにある。「トゥールーズの公証人」の作成した公正証書の法的効力はコンシュルという地域権力に依拠するものであったにもかかわらず、その文書は都市の内外を問わず有効と見なされていた。これもまた、中世の公証人の公証能力に関する一般的な理解、すなわち、公証能力が皇帝や教皇（あるいはその代理としての宮中伯）の権威に名目的に依存するからこそ、公証人文書は特定地域に限定されない普遍的な効力を持ち得た、という理解とは異なる。

以上のように、三つの報告から改めて考えさせられるのは、文書作成の在り方の地域性とその類型化の難しさである。それはイタリアとフランスとの地域差といった単純なものではなく、北フラ

ンスと南フランス、トスカーナとロンバルディア、ルッカとフィレンツェ等の比較も必要であろう。他方、そうした個別性からどのように総体化ができるか。そうした点を考慮していく必要があるそうである。